

安全への取り組み

両備グループ安全宣言

社会正義の経営方針に則り、交通運輸各社は、「運輸安全マネジメント」に基づき、「安全」を最優先とし、「日本一安全な運輸企業」を目指して頑張ることを宣言します。

両備グループ代表 小嶋 光信

活動方針

両備グループ安全マネジメント委員会を中心に、労使参加で、より現場に密着した効果的な活動を展開し、目標である「日本一安全な運輸企業」を目指します。

※SSP-UP=S=safety&security(安全), S=service(サービス), P=productivity(生産性)

安全方針

- 1 安全運航を第一とし、法令順守し、基本に忠実に日々業務を遂行すること。
- 2 船舶の整備を的確に行い、日常点検を厳正に行なうこと。
- 3 点呼において、日々安全への啓蒙、関心を高めること。
- 4 教育を通じて安全意識を常に涵養すること。
- 5 万が一重大事故の場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司、関係機関への連絡をとること。

2022年度重点実施事項

1. 海難事故防止

- ① 5 SAF の徹底
- ② 見張りの徹底と船舶間コミュニケーション (VHF・汽笛信号) の促進
- ③ ストレスチェックによる海難事故の防止
- ④ 発航前点検の強化と飲酒チェック・体調チェックの徹底
- ⑤ 安全確認、入港前後の進捗テストの適切な実施
- ⑥ 計画的な定期点検の実施による不具合箇所の早期発見・安全確保
- ⑦ 計画的な操練・訓練の実施と記録保存
- ⑧ 毎月1回以上船内安全会議を開催し、ヒヤリ・ハット事例の検証などによる安全意識の高揚
- ⑨ 気象悪化に伴う運航可否の適切な判断・走錨事故防止対策の徹底
- ⑩ その他 海難事故撲滅のための事項

2. 労働災害防止

- ① 5 SAF の徹底
- ② 作業マニュアルの遵守と基本動作の徹底
- ③ 毎年2回以上船舶の安全点検チェックリスト (28項目) による改善活動
- ④ ヒヤリ・ハット情報に基づく事故防止対策の徹底
- ⑤ 機器類の日常・月次・法令点検実施による不良箇所の早期発見と修理
- ⑥ 作業機器類操作マニュアルの再確認
- ⑦ その他 労働災害撲滅のための事項

3. 船内車両事故防止

- ① 車輛誘導マニュアルの遵守と基本動作の徹底
- ② 毎月1回以上船内安全会議を開催し、ヒヤリ・ハット情報の検証により事故の未然防止を図る
- ③ 歯止めの適切な使用方法の徹底と取り忘れの防止
- ④ 二輪車に対し緩衝材等の使用とロープによる確実な固定の徹底。重い荷物を搭載している場合は荷物を降ろしてもらおうお客様に伝える
- ⑤ その他 船内車両事故防止のための事項

アルコールチェックの厳正な実施

船員法施行規則改正に合わせ、2020年4月より安全管理規程を変更し、新たなチェック体制を整えました。



ブリッジ内へのドライブレコーダーの設置

操船事故の防止に向け、2020年5月よりブリッジ内撮影用カメラを全ての船舶に設置しました。



安全教育の実施

運航管理者や乗組員に対し、社外講師を招聘してセミナーを開催する等、運航管理に関する知識、意識の向上を図っています。



各種訓練の実施

重大事故を想定し、乗組員並びに陸上職員が冷静かつ的確に行動できるように、関係機関と合同で様々な訓練を実施しています。

1 テロ対策訓練



2 火災消火訓練



3 避難誘導訓練



4 機器故障非常時訓練



内部監査の実施

フェリーユニット各社の運航管理者で構成された監査チームによる相互監査 (クロスチェック) で、現行の安全管理体制の適合性・有効性の確認、基本的なPDCAの確認を毎年1回行っています。

ヒヤリ・ハット事例分析

収集したデータのリスク評価を行い、要対策事例に関しては改善活動を展開。再発防止策を策定の上、毎月1回の安全マネジメント会議にて共有しています。

運航の判断について

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高	視程
15 m/s 以上	1.5 m以上	500 m以下

安全に係る設備

船名	救命胴衣	救命浮環	救命浮器
おりんぴあどリーむせと	大人用 500 着 子供用 51 着	4 個	12 名用 21 箇
おりんぴあどリーむ	大人用 510 着 子供用 51 着	4 個	12 名用 22 箇
第一こくさい丸	大人用 509 着 子供用 51 着	4 個	12 名用 22 箇
第十一こくさい丸	大人用 510 着 子供用 63 着	8 個	12 名用 21 箇
フェリーひなせ	大人用 710 着 子供用 71 着	4 個	12 名用 30 箇

緊急時の通信手段

各船とも携帯電話の他に緊急時、海上保安庁や他船とも連絡が取れる国際VHF無線（フェリーひなせはデジタル簡易無線のみ）や現在地を知らせる船舶自動識別装置（AIS）を装備。

損害保険に関する内容

船名	船客傷害賠償保険 賠償限度額
すべての船舶	一人あたり 1 億円

船舶検査の受検状況

すべての船舶は船舶安全法に基づく船舶検査、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査を毎年受検。